

令和元年度 第2回滋賀県環境審議会自然環境部会 次第

日時：令和元年（2019年） 9月12日（木）

14：00～16：00

場所：滋賀県大津合同庁舎 7階

7-C会議室

1 開会

2 挨拶

3 議題

(1) 指定希少野生動植物種および指定外来種の追加指定について

(2) 保護増殖指針の策定について

4 その他

5 閉会

配布資料

●委員名簿・配席表

●資料1-1 指定希少野生動植物種および指定外来種の追加指定について（諮問）

●資料1-2 指定希少野生動植物種の追加指定について（概要）

●資料1-3 指定希少野生動植物種の追加指定 個票

●資料1-4 指定外来種の追加指定について（概要）

●資料1-5 指定外来種の追加指定 個票

●資料1-6 指定希少野生動植物種および指定外来種の指定のスケジュール（予定）

●資料1-7 指定希少野生動植物種および指定外来種の追加指定について（答申案）

●資料2-1 保護増殖指針の策定について（諮問）

●資料2-2 保護増殖指針の策定について（概要）

●資料2-3 保護増殖指針（ハリヨ）（案）

●資料2-4 保護増殖指針（イチモンジタナゴ）（案）

●資料2-5 保護増殖指針の策定について（答申案）

●参考資料1 指定希少野生動植物種および指定外来種について（参考）

●参考資料2 ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例のパンフレット

令和元年度 第2回滋賀県環境審議会自然環境部会 配席表

議長(前畑委員)



記者席	荒木委員	○	○	山崎委員	傍聴席
	菊池委員	○	○	籠谷委員	
	酒井委員	○	○	中村委員	
	西田委員	○	○	西野委員	
	河本委員 (代理:澤志様)	○	○	福原委員	

事務局

事務局

関係機関

滋 生 多 第 2 5 5 号
令和元年（2019年）8月28日

滋賀県環境審議会会長 様

滋賀県知事 三日月 大造

指定希少野生動植物種および指定外来種の追加指定について（諮問）

諮問事項

指定希少野生動植物種4種および指定外来種6種類の追加指定について

指定希少野生動植物種の追加指定について

■指定希少野生動植物種の選定基準

指定希少野生動植物種は、以下の条件のいずれかに該当するものを選定します。

<条件Ⅰ> 滋賀県における生息生育状況の保護が、当該種の保存上特に重要であるもの

この条件で選定される種は、滋賀県の自然環境を特徴づける種と位置づけられるものです。

<条件Ⅱ> 観賞・愛玩等を目的として種を特定した捕獲・採取等が行われており、種の存続への影響がとりわけ憂慮されるもの

指定種に選定されることにより、野外で生きた個体を捕獲する等の行為が規制されます。このため、こうした行為が種の存続を脅かしていると考えられる種を指定することが効果的です。

■指定希少野生動植物種の追加指定候補

分類群 (選定種数)	和名 (科名)	選定基準 (該当する条件)	滋賀県レッドデータブック 2015年版 カテゴリー
植物 (3種)	ヒモヅル (ヒカゲノカズラ科)	Ⅱ：日照条件と空中湿度に恵まれた林縁部の木本類に巻きついて生育するが、生育地の生育条件が悪化し、個体数が危機的水準まで減少しており、県内においては絶滅の危機に瀕している。また、観賞・愛玩等を目的として売買されている。	絶滅危惧種
	マヤラン (ラン科)	Ⅱ：県内の生育地が限定され、個体数が少ないうえ、野生のランとして人気が高く、乱獲によって個体数が激減しており、危機的状況にある。	絶滅危惧種
	カツラカワアザミ (キク科)	Ⅰ：本種は滋賀県固有種で生育地が限定されており、開発等の生育地の改変により消滅の危険性が高い状況にある。	絶滅危惧種
魚類 (1種)	アブラヒガイ (コイ科)	Ⅰ・Ⅱ：本種は、琵琶湖水系固有種で琵琶湖沿岸の環境改変やオオクチバス等の外来魚による食害のほか、観賞魚としての採取圧により個体数が減少しており、県内において絶滅の危機に瀕している。	絶滅危惧種
合計 4種 (植物：3種 動物：1種)			

■レッドデータブックカテゴリー区分について

滋賀県レッドデータブック 2015年版において設定しているカテゴリー。

(1) 絶滅危惧種

県内において絶滅の危機に瀕している種（亜種・変種を含む。以下同じ）

※もしも現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、その存続は困難なもの。

(2) 絶滅危機増大種

県内において絶滅の危機が増大している種

※もしも現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、近い将来、絶滅危惧種のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。

(3) 希少種

県内において存続基盤が脆弱な種

※現在のところ絶滅危惧種にも絶滅危機増大種にも該当しないが、生息・生育条件の変化によって容易にこれらのカテゴリーに移行するような脆弱性を有するもの。

(4) 要注目種

県内において評価するだけの情報が不足しているため注目することが必要な種

(5) 分布上重要種

県内において分布上重要な種

※絶滅の危機をもたらす圧迫要因や存続基盤の脆弱性は認められないが、分布が特定の地域に限定される希少性や固有種、準固有種など学術的に重要性を有するもの。

(6) その他重要種


全国および近隣府県の状況から県内において注意が必要な種

(7) 絶滅種

県内において野生で絶滅したと判断される種


指定希少野生動植物種の追加指定(植物3種、魚類1種) 個票

植物

和名	ヒモヅル	滋賀県レッドデータブック	絶滅危惧種
学名	<i>Lycopodium casuarinoides</i> Spring	環境省レッドリスト	絶滅危惧Ⅱ類(VU)
科名	ヒカゲノカズラ科	その他の指定	
選定基準の該当状況	条件Ⅰ() 滋賀県における生息保護が、当該種の保全上重要である。		
	条件Ⅱ(○) 種を特定した捕獲・採取圧が高く、存続が脅かされている。		
選定理由	生育地の生育条件が悪化し、個体数が危機的水準まで減少しており、県内においては絶滅の危機に瀕している。また、観賞・愛玩等を目的として売買されている。		
地理的分布	本州(滋賀県、紀伊半島、山口県)、九州に分布する。		
県内の分布	竜王町に分布する。		
生育環境	日照条件と空中湿度に恵まれた林縁部の木本類に巻きついて生育。		
種の特徴	つる性のシダ植物。熱帯から暖温帯の山地の疎林でつる状になり、木の枝からみつき高木をよじ登って生育する。		
特記事項	本種の既知の生育地では生育条件が悪化し、個体数が危機的水準まで減少しており、県内においては絶滅の危機に瀕している。		


写真提供：
滋賀自然環境研究会・
廣江伸作

植物


和名	マヤラン	滋賀県レッドデータブック	絶滅危惧種
学名	<i>Cymbidium macrorhizon</i> Lindl.	環境省レッドリスト	絶滅危惧Ⅱ類(VU)
科名	ラン科	その他の指定	
選定基準の該当状況	条件Ⅰ() 滋賀県における生息保護が、当該種の保全上重要である。		
	条件Ⅱ(○) 種を特定した捕獲・採取圧が高く、存続が脅かされている。		
選定理由	県内の生育地が限定され、個体数が少ないうえ、野生のランとして人気が高く、乱獲によって個体数が激減しており、危機的状況にある。		
地理的分布	本州(関東地方以西)、四国、九州に分布する。		
県内の分布	多賀町に分布する。		
生育環境	暖帯から亜熱帯の常緑広葉樹林や腐食土の多い安定した二次林に生育する。		
種の特徴	多年草で、無葉の腐生植物。7月～8月、茎頂に1～6個の白地に紅紫色の模様が入った花をつける。		
特記事項	野生ランとして人気が高いため、繁殖等に関してさまざまな研究がなされている。近年では、無菌培養による発芽が確認されている。		

写真提供：
滋賀自然環境研究会・
埜田宏

植物

和名	カツラカワアザミ	滋賀県レッドデータブック	絶滅危惧種
学名	<i>Cirsium opacum</i> (Kitam.) Kadota	環境省レッドリスト	絶滅危惧 I B類 (EN)
科名	キク科	その他の指定	
選定基準の該当状況	条件 I (○) 滋賀県における生息保護が、当該種の保全上重要である。 条件 II () 種を特定した捕獲・採取圧が高く、存続が脅かされている。		 <p>写真提供： 滋賀自然環境研究会・大谷一弘</p>
選定理由	本種は滋賀県固有種で生育地が限定されており、開発等の生育地の改変により消滅の危険性が高い状況にある。		
地理的分布	滋賀県に分布する。		
県内の分布	大津市に分布する。		
生育環境	暖温帯の日当たりの良い林道沿いや、湿り気の多い山の斜面、山地の林縁部や川岸周辺などに生育する。		
種の特徴	多年草。高さ1～2mになる大型の植物。頭花は数個が疎らな総状花序につき、點頭する。花期は9～10月。		
特記事項	滋賀県固有種。今津町にも記録がある。国道367号線の拡幅等により消滅した生育地もある。		

魚類

和名	アブラヒガイ	滋賀県レッドデータブック	絶滅危惧種
学名	<i>Sarcocheilichthys biwaensis</i>	環境省レッドリスト	絶滅危惧 I A類 (CR)
科名	コイ科	その他の指定	
選定基準の該当状況	条件 I (○) 滋賀県における生息保護が、当該種の保全上重要である。 条件 II (○) 種を特定した捕獲・採取圧が高く、存続が脅かされている。		
選定理由	本種は、琵琶湖水系固有種で琵琶湖沿岸の環境改変やオオクチバス等の外来魚による食害のほか、観賞魚としての採取圧により個体数が減少しており、県内において絶滅の危機に瀕している。		
地理的分布	滋賀県に分布する。		
県内の分布	琵琶湖北部の岩礁帯とその周辺水域。		
生息環境	琵琶湖北湖の岩礁帯や礫底域を中心に生息する。		
種の特徴	全長は最大20cm。吻部は長くてとがり、1対の短い口ひげがある。胸鰭基部の上に半月形の暗色斑がある。		
特記事項	琵琶湖水系固有種。ビワヒガイ型と共通の祖先種から岩礁帯に適応して急速に進化したと考えられるが、詳しい生態は不明である。琵琶湖博物館では、本種の保護増殖が行われ系統保存が図られている。		

指定外来種の追加指定について

■指定外来種の選定基準

指定外来種は、以下の条件のいずれかに該当するものを選定します。

<条件Ⅰ> 滋賀県内の野外ですでに定着し、生態的影響や人の生命・身体、農林水産業への被害がとりわけ大きい、または、そのおそれがある外来種であること。生息・生育の抑制の実効性が確保できると期待され、優先的に防除対象とすべきもの。種（種類）の同定が容易で、個体単位で取り扱える体の大きさを持つこと。

滋賀県の野外ですでに定着し、大きな影響が生じている、または、そのおそれがある外来種に対しては、適切な防除策が求められます。指定外来種に選定されることで、防除への取り組みが進むと期待されます。

<条件Ⅱ> 特定の目的で意図的に県内に、または、随伴・混入など非意図的に持ち込まれる外来種のうち、滋賀県内の野外で生息・生育した場合、生態的影響や人の生命・身体、農林水産業への被害が大きいと考えられるもの。
(特定の目的とは、観賞・愛玩・園芸・実験等のための飼育・栽培、狩猟・釣りのための放流等を指します。)

指定外来種に選定されると、飼育個体の放出が禁止され、販売者には購入者への説明が義務づけられ、飼育者には届出が求められるので、影響が予想されながら意図的に利用されている外来種の適正管理が進むと期待されます。

※なお、飼養個体の入手経路の特定が難しいうえ、飼育・栽培等の個体数が多い外来種については、本条例の定める規制の内容に関して県民への積極的な普及・啓発を行い、指定の前に周知を徹底することで適正飼養の拡大や流通の抑制が期待されます。そのため、このような外来種は、今回の指定の推移を見守りながら、指定について検討を継続することとします。

■指定外来種の追加指定候補

分類群 (選定種数)	和名 (科名)	選定基準 (該当する条件)	滋賀県外来種 リスト2019 (更新予定) カテゴリー
植物 (2種)	トゲヂシャ (トゲチシャ) (キク科)	I : 道路や草地に生育し、葉や茎の裏面の主脈にはトゲがある。県内においても侵入が確認されている。市街地の在来植物を基盤とする植生への影響と、トゲによる人体や家畜への被害が危惧される。	中影響外来種
	メリケントキンソウ (キク科)	I : 公園など地肌が見える明るい場所で生育し、トゲのある種子を形成する。県内においても侵入が確認されている。トゲによる人体や家畜への被害が危惧される。	中影響外来種
貝類 (3種)	ヒメリンゴマイマイ (マイマイ科)	II : 国内では大阪府、千葉県、茨城県などに定着しており、乾燥耐性が非常に強く、海外では農業被害を及ぼしている。滋賀県でも早期警戒が必要。	侵入警戒外来種

貝類 (3種類)	マダラコウラナメクジ (コウラナメクジ科)	Ⅱ：国内では北海道、長野県、埼玉県、茨城県、島根県などに定着しており、体長15cmに達する超大型のナメクジであり、海外では農業被害を及ぼしている。また、在来種に悪影響を及ぼすおそれがある。滋賀県でも早期警戒が必要。	侵入警戒外来種
	オオクビキレガイ (オカクチキレガイ科)	Ⅱ：国内では大阪府、兵庫県、和歌山県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県などに定着しており、乾燥に強く畑地で増殖が可能であり、農業被害や在来種への影響が危惧される。滋賀県でも早期警戒が必要。	侵入警戒外来種
甲殻類 (1種類)	外国産カワリヌマエビ属 (ビーシュリンプ類を除く) (ヌマエビ科)	I・Ⅱ：水槽で餌として飼育されていた個体や、栽培されていた水草に付着していたものが野外に捨てられ、野生化した可能性が高い。在来のヌマエビなど、在来種への影響が懸念される。	強影響外来種
合計	6種類 (植物：2種 動物：4種類)		

■滋賀県外来種リスト2019（更新予定）カテゴリー区分について

滋賀県リスト2019（更新予定）において設定している下記のカテゴリーを表します。

- (1) 強影響外来種
「野外で定着が確認された」、かつ、「報告された、または予測される、本県における影響が強い」種。
- (2) 中影響外来種
「野外で定着が確認された」、かつ、「報告された、または予測される、本県における影響がある程度認められる、または影響の程度が不明である」種。
- (3) 一般外来種
「野外で定着が確認された」、かつ、「報告された、または予測される、本県における影響は認められない、またはあるとしても極めて小さい」種。
- (4) 侵入警戒外来種
「野外で未定着であるが侵入あるいは導入のおそれが高い」、かつ、「報告された、または予測される、本県における影響が想定され警戒が必要な」種。
- (5) 確認記録外来種
「野外で捕獲・目撃の例がある」、かつ、「警戒すべき影響は想定されないもののうち、普及啓発的観点から記録に残す必要がある」種。

指定外来種の追加指定（植物2種、貝類3種、甲殻類1種類） 個票

植物

和名	トゲヂシャ(トゲヂシャ)	滋賀県カテゴリー	中影響外来種
学名	<i>Lactuca scariola</i> L.	外来生物法	
科名	キク科	その他の指定	
選定基準の該当状況	条件Ⅰ(○)県内にすでに定着し、影響が相当に大きい。種を特定した防除の実効性が期待される。 条件Ⅱ()野外における影響が大きいと予測される。特定目的のため持ち込まれる実態がある。		
選定理由	道路や草地に生育し、葉や茎の裏面の主脈にはトゲがある。県内においても侵入が確認されている。市街地の在来植物を基盤とする植生への影響と、トゲによる人体や家畜への被害が危惧される。		
影響の種類 ◎：影響は確実 ○：影響可能性	1(○)捕食、競合、生息環境の改変など、生態的影響		
	2()在来個体との交雑による遺伝的攪乱		
	3(○)農林水産業等への被害		
	4(◎)人間への危害(傷害、家屋侵入、病気の伝播等)		
	5()その他(風評等)の影響		
県内での定着・確認の状況	1()広範に定着 2(○)局所的に定着 3()確認記録はあるが未定着 4()野外確認記録なし		
侵入・拡大の想定経路	1()意図的な放流・植栽 2()飼育管理下からの逸出 3(○)物資・種苗等への混入 4(○)自然に分布拡大		
原産地・分布	ヨーロッパ原産。1940年代に北日本で確認され、現在ではほぼ全国に帰化している。滋賀県では、草津市、彦根市の市街地の路傍や空き地で確認されている。		
種の特徴	1～2年草。茎や葉の裏面の主脈にはしばしば刺が1列に並ぶ。葉は互生し、羽状に裂けるものと裂けないものがある。頭花は直径約1.2cmで黄白色。総苞片は3列に並ぶ。そう果は長さ約3mmで、長くちばしがある。花期は7～9月。		写真提供： 滋賀自然環境研究会・平野達好
特記事項	農耕地にはあまり侵入しない。		

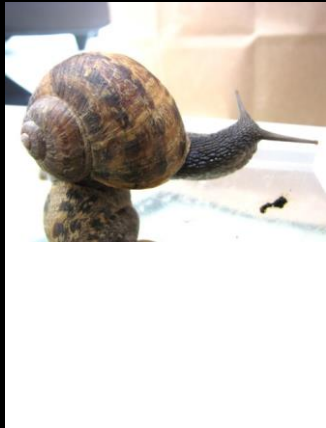


植物


和名	メリケントキンソウ	滋賀県カテゴリー	中影響外来種
学名	<i>Soliva sessilis</i> Ruiz. et Pav.	外来生物法	
科名	キク科	その他の指定	
選定基準の該当状況	条件Ⅰ(○)県内にすでに定着し、影響が相当に大きい。種を特定した防除の実効性が期待される。 条件Ⅱ()野外における影響が大きいと予測される。特定目的のため持ち込まれる実態がある。		
選定理由	公園など地肌が見える明るい場所で生育し、トゲのある種子を形成する。県内においても侵入が確認されている。トゲによる人体や家畜への被害が危惧される。		
影響の種類 ◎：影響は確実 ○：影響可能性	1(○)捕食、競合、生息環境の改変など、生態的影響		
	2()在来個体との交雑による遺伝的攪乱		
	3(○)農林水産業等への被害		
	4(◎)人間への危害(傷害、家屋侵入、病気の伝播等)		
	5()その他(風評等)の影響		
県内での定着・確認の状況	1()広範に定着 2(○)局所的に定着 3()確認記録はあるが未定着 4()野外確認記録なし		
侵入・拡大の想定経路	1()意図的な放流・植栽 2()飼育管理下からの逸出 3(○)物資・種苗等への混入 4(○)自然に分布拡大		
原産地・分布	南アメリカ原産。1930年代に和歌山県で発見され、現在は、東海地方、本州南部、四国、九州に分布している。県内では草津市湖岸の緑地公園で確認されている。		
種の特徴	草丈が3～5cm程度と低く、草が混み合う場所では10cmほどと高くなる。葉は幅が0.2cm、長さが0.4cmで、ひし形～倒披針形で先が尖る。発芽は一般的に秋(10月ごろ)、ときに春(3月ごろ)。開花は4～5月、穂状の花は直径が10mm程度で薄い黄色。結実は5～6月で、2mm位の鋭いトゲのある種子を約100～300個形成する。		写真提供： 滋賀自然環境研究会・平野達好
特記事項	トゲが靴などに刺さり広がっていく。		



貝類

和名	ヒメリンゴマイマイ	滋賀県カテゴリー	侵入警戒外来種
学名	<i>Cornu aspersus (Helix aspersus)</i>	外来生物法	
科名	マイマイ科	その他の指定	
選定基準の該当状況	条件Ⅰ()県内にすでに定着し、影響が相当に大きい。種を特定した防除の実効性が期待される。 条件Ⅱ(○)野外における影響が大きいと予測される。特定目的のため持ち込まれる実態がある。		
選定理由	国内では大阪府、千葉県、茨城県などに定着しており、乾燥耐性が非常に強く、海外では農業被害を及ぼしている。滋賀県でも早期警戒が必要。		
影響の種類 ◎：影響は確実 ○：影響可能性	1(○)捕食、競合、生息環境の改変など、生態的影響 2()在来個体との交雑による遺伝的攪乱 3(◎)農林水産業等への被害 4(○)人間への危害(傷害、家屋侵入、病気の伝播等) 5()その他(風評等)の影響		
県内での定着・確認の状況	1()広範に定着 2()局所的に定着 3()確認記録はあるが未定着 4(○)野外確認記録なし		
侵入・拡大の想定経路	1()意図的な放流・植栽 2()飼育管理下からの逸出 3(○)物資・種苗等への混入 4(○)自然に分布拡大		
原産地・分布	西ヨーロッパから地中海沿岸が原産。日本では、2009年に大阪門真市で侵入が確認された。千葉県から茨城県にも定着。		
種の特徴	乾燥耐性が非常に強く、海外では農業被害を及ぼしている。		
特記事項			


貝類

和名	マダラコウラナメクジ	滋賀県カテゴリー	侵入警戒外来種
学名	<i>Limax maximus</i>	外来生物法	その他の総合対策外来種
科名	コウラナメクジ科	その他の指定	
選定基準の該当状況	条件Ⅰ()県内にすでに定着し、影響が相当に大きい。種を特定した防除の実効性が期待される。 条件Ⅱ(○)野外における影響が大きいと予測される。特定目的のため持ち込まれる実態がある。		
選定理由	国内では茨城県、島根県、長野県、埼玉県などに定着しており、体長15cmに達する超大型のナメクジであり、海外では農業被害を及ぼしている。また、在来種に悪影響を及ぼすおそれがある。滋賀県でも早期警戒が必要。		
影響の種類 ◎：影響は確実 ○：影響可能性	1(○)捕食、競合、生息環境の改変など、生態的影響 2()在来個体との交雑による遺伝的攪乱 3(◎)農林水産業等への被害 4(○)人間への危害(傷害、家屋侵入、病気の伝播等) 5()その他(風評等)の影響		
県内での定着・確認の状況	1()広範に定着 2()局所的に定着 3()確認記録はあるが未定着 4(○)野外確認記録なし		
侵入・拡大の想定経路	1()意図的な放流・植栽 2()飼育管理下からの逸出 3(○)物資・種苗等への混入 4(○)自然に分布拡大		
原産地・分布	ヨーロッパ原産。北米、南米、南部アフリカ、オーストラリアにも侵入。日本では、2006年に茨城県、ほか北海道、埼玉県、長野県、島根県などに定着。		
種の特徴	体長15cmに達する超大型のナメクジ。海外では農業被害を起こすことが知られている。また、在来種に悪影響を及ぼす恐れがある。		
特記事項	国内での急速な分布拡大の状況から、滋賀県でも早期警戒が必要。		

貝類

和名	オオクビキレガイ	滋賀県カテゴリー	侵入警戒外来種
学名	<i>Rumina decollata</i>	外来生物法	その他の総合対策外来種
科名	オカチョウジガイ科	その他の指定	
選定基準の該当状況	条件Ⅰ()県内にすでに定着し、影響が相当に大きい。種を特定した防除の実効性が期待される。 条件Ⅱ(○)野外における影響が大きいと予測される。特定目的のため持ち込まれる実態がある。		
選定理由	国内では九州北部や京阪神などに定着しており、乾燥に強く畑地で増殖が可能であり、農業被害や在来種への影響が危惧される。滋賀県でも早期警戒が必要。		
影響の種類 ◎：影響は確実 ○：影響可能性	1(○)捕食、競合、生息環境の改変など、生態的影響 2()在来個体との交雑による遺伝的攪乱 3(◎)農林水産業等への被害 4()人間への危害(傷害、家屋侵入、病気の伝播等) 5()その他(風評等)の影響		
県内での定着・確認の状況	1()広範に定着 2()局所的に定着 3()確認記録はあるが未定着 4(○)野外確認記録なし		
侵入・拡大の想定経路	1()意図的な放流・植栽 2()飼育管理下からの逸出 3(○)物資・種苗等への混入 4(○)自然に分布拡大		
原産地・分布	スペイン南部、地中海沿岸原産。日本では、1988年に北九州市で確認。大阪府、兵庫県、和歌山県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県などに定着。		
種の特徴	雑食性で、農業被害、在来種へ影響を及ぼす恐れから警戒されている。乾燥に強く畑地で増殖が可能、気温が高いと年中繁殖可能。		写真提供： 茨城県立自然博物館・池澤広美
特記事項	大阪平野では徐々に分布範囲を拡大しており、滋賀県でも侵入警戒が必要。		

甲殻類

和名	外国産カワリヌマエビ属 (ビーシュリンプ類を除く)	滋賀県カテゴリー	強影響外来種
学名	<i>Neocaridina spp.</i>	外来生物法	
科名	ヌマエビ科	その他の指定	
選定基準の該当状況	条件Ⅰ(○)県内にすでに定着し、影響が相当に大きい。種を特定した防除の実効性が期待される。 条件Ⅱ(○)野外における影響が大きいと予測される。特定目的のため持ち込まれる実態がある。		
選定理由	本種は、水槽や池で餌として飼育されていたり栽培されていた水草に付着していたものが野外に捨てられ、野生化した可能性が高い。在来のヌマエビ(滋賀県RDB希少種)とよく似た生息場所に生息することから、在来種への影響が懸念される。		
影響の種類 ◎：影響は確実 ○：影響可能性	1(◎)捕食、競合、生息環境の改変など、生態的影響 2(○)在来個体との交雑による遺伝的攪乱 3(○)農林水産業等への被害 4()人間への危害(傷害、家屋侵入、病気の伝播等) 5()その他(風評等)の影響		
県内での定着・確認の状況	1(○)広範に定着 2()局所的に定着 3()確認記録はあるが未定着 4()野外確認記録なし		
侵入・拡大の想定経路	1()意図的な放流・植栽 2(○)飼育管理下からの逸出 3(○)物資・種苗等への混入 4(○)自然に分布拡大		
原産地・分布	近年、日本各地で採集され、分布域を拡大している。いつごろから侵入していたかは不明である。琵琶湖では、2001年に北湖東岸の早崎周辺で採集され、その後、北湖西岸や日野町の河川などでも確認された		
種の特徴	本種の雄は、第3胸脚の前節(propodus)が湾曲していること、で在来のミナミヌマエビと区別される。現在、琵琶湖で確認された個体群は、形態的にも遺伝的にもミナミヌマエビとは違うことが確認されており、外来種であることはほぼ確実である		
特記事項	現在インターネットやペットショップで「ミナミヌマエビ」の名称で販売されているものは、ほぼ本種であると考えて間違いがない。		

指定希少野生動植物種および指定外来種の指定のスケジュール(予定)

時 期	概 要
令和元年(2019年)6月13日	野生動植物との共生に関する検討会(第1回)
令和元年(2019年)6月～9月	庁内各課および関係者調整
令和元年(2019年)8月22日	野生動植物との共生に関する検討会(第2回) (審議会への諮問内容に関する確認)
令和元年(2019年)9月12日	滋賀県環境審議会自然環境部会(第2回)へ諮問
令和元年(2019年)11月	滋賀県環境審議会自然環境部会(第3回)からの 答申
令和元年(2019年)12月	県民政策コメント(パブリックコメント)の実施 市町への意見照会
令和2年(2020年)1月～3月	パブコメ結果の反映
令和2年(2020年)3月	指定の告示

(案)

滋 審 環 第 号
令和元年 (2019 年) 月 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県環境審議会
会長 仁連 孝昭

指定希少野生動植物種および指定外来種の追加指定について (答申)

令和元年 (2019 年) 8 月 28 日付け滋生多第 255 号で諮問のあった指定希少野生動植物種
および指定外来種の追加指定について、別添のとおりとすることを妥当と認める。

滋 生 多 第 2 5 6 号
令和元年（2019年）8月28日

滋賀県環境審議会会長 様

滋賀県知事 三日月 大造

保護増殖指針の策定について（諮問）

諮問事項

指定希少野生動植物種（ハリヨ・イチモンジタナゴ）の保護増殖指針の策定について

保護増殖指針の策定について

1. 諮問理由

本県では、希少野生動植物種の保護、外来種および野生鳥獣種による被害の防止等の事項を定め、生物多様性の確保および生活環境等の保全を図るため「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 4 号）」（以下、「条例」という。）を定め、条例に基づき必要な施策を推進している。

本条例は平成 31 年 3 月 22 日に改正を行った。改正内容のうち、指定希少野生動植物種を対象とした保護増殖事業の実施主体の拡大を目的として、県以外の主体が行う保護増殖事業について、実施主体が作成する事業計画について県が定める指針への適合を認定する制度を設けた。

そこで、県内において県以外の主体による保護増殖活動が行われているハリヨとイチモンジタナゴについて、保護増殖指針を策定する。

以上のことから、保護増殖指針の策定について、貴審議会の意見を伺うものである。

2. 保護増殖指針の作成についての考え方

【基本方針】

- ①指定希少野生動植物種の保全を目的とした保護増殖事業は、基本的には本来の生息・生育地内で実施する域内保全が望ましく、施設における系統保存や野生復帰を含む域外保全は域内保全の補完的役割を担うものとする。指針には、必要に応じて、域外保全が保全の観点からみて不適切なものとならないよう、適切に域外保全を実施するための留意点等を記載する。
- ②保護増殖指針には、指定希少野生動植物種ごとに保全のために必要とされる固有の留意点等を明記する。指針の作成にあたっては、滋賀県生きもの総合調査の当該種が含まれる生物群の部会員をはじめとする専門家の助言を仰ぎ、滋賀県野生動植物との共生に関する検討会においても十分に検討を行う。
- ③系統保存個体の野外への導入は、当該種について技術面および実践面での蓄積があり、保全に資する事業の実施が可能であると判断される場合、または、当該種の絶滅のおそれが高くなり、緊急的手段としての実施が適切であると判断される場合などに限定し、不適切な個体の導入が不可逆的な遺伝的攪乱を招きうるリスクに鑑み、最大限慎重に実施する。

【指針の構成】

- ①位置づけ
- ②対象となる区域
- ③保護増殖事業の内容
 - (ア) 情報・知見の集積（生息状況や当該種の生態に関するもの）
 - (イ) 生息環境の維持・改善（主として域内保全に相当）
 - (ウ) 個体の保護（密漁対策、外来種対策、緊急避難等）
 - (エ) 非在来個体群の扱い（生息域外保全としての位置づけの可能性）

- (オ) 飼育下の系統保存（遺伝的特性の確保、近親交配の回避、系統保存以外の飼育個体の扱い）
- (カ) 系統保存個体の導入を含む野外個体群の再生（専門家の助言、実施・モニタリング体制構築）
- (キ) 保全の推進方策（普及啓発、事業実施にかかる配慮、各主体間の連携等）

3. 保護増殖指針の策定のスケジュール

時 期	概 要
令和元年(2019年)6月13日	野生動植物との共生に関する検討会（第1回）
令和元年(2019年)8月22日	野生動植物との共生に関する検討会（第2回）
令和元年(2019年)9月12日	滋賀県環境審議会自然環境部会（第2回）へ諮問
令和元年(2019年)11月	滋賀県環境審議会自然環境部会（第3回）からの答申
令和2年(2020年)3月	策定の告示

ハリヨ保護増殖指針（案）

令和 年（ 年） 月 日

滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課

第1 本指針の位置づけ

ハリヨは、滋賀県から岐阜県、三重県にかけての限られた地域にのみ分布していたが、三重県ではすでに絶滅、滋賀県では東部に生息しているのみである。ハリヨは湧水や河川伏流水など、夏季でも水温が 20℃以上にならない水域を中心に生息しているが、河川や水路の改修、およびそれにともなう湧水・伏流水の枯渇による生息・繁殖環境の減少・悪化や、観賞・販売目的による採集、近縁種の移入による遺伝子の攪乱などにより、既知の各生息地では絶滅の危機に瀕している。

このような状況に鑑み、本事業には、県内における分布・生息状況等を把握し、現存する生息地において本種の生息に必要な環境条件の維持および改善、生息を圧迫する要因を軽減および除去するなどして地域個体群の存続を図るとともに、地域・水系ごとに異なる地域個体群の遺伝的特性の維持に最大限留意しながら飼育下における系統保存を行うことが必要である。本指針は、科学的知見および社会的状況に照らして、本種の保全を目的とした保護増殖事業を適切かつ効果的に行うために策定されたものである。なお、本種の場合、県内産個体が県内の複数箇所へ移植され定着していることが確認されており、そうした移植個体群を対象とした保護活動が行われている箇所もあることから、こうした移植個体群の保全についてもその出自となった地域個体群の生息域外保全に資する保護増殖事業として、本指針に沿って適切に位置づけるものとする。

第2 対象となる区域

県内における分布域（かつて生息が確認されていた地域・水系を含む。）および生息域外保全区域、系統保存等のための飼育を行う区域。

第3 保護増殖事業の内容

1 生息状況等の把握および生態等に関する知見の集積

本事業を適切かつ効果的に実施するとともに、憂慮すべき事態が発生した、もしくは発生のおそれが認められた場合に緊急的な対策を検討するため、専門的な知見を有する者と連携を図りながら、以下のとおり本種の生息状況等の動向を把握するとともに、生態等に関する知見を集積する。

(1) 生息状況等の調査等

本種の分布・生息状況、および生息環境（本種が生息する水域の形態、底質、植生、水質、本種に影響を及ぼす生物の生息状況、水域の周辺環境等）に関する調査を行い、現状の把握に努めるとともに、それらの動向について定期的なモニタリングを行う。

なお、不適切な捕獲等を助長しないよう、生息場所を特定する情報については取扱いに十分注意する。

(2) 生態等に関する知見の集積

以下の事項を目的とした調査研究を行う。

- ① 本種の生活史の各段階における、利用環境、採餌、移動経路、繁殖等の特性を含む生態の解明
- ② 本種の繁殖の成功や個体の生存に影響を与える環境条件や、捕食・競合等の種間関係などの解明
- ③ 各地域個体群間の遺伝的変異および地域個体群内（飼育下の個体群および本来の生息水系以外の水系に導入された個体群を含む。）の遺伝的多様性の把握

2 生息地における生息環境の維持および改善

本種の自然状態における安定的な存続のためには、本種を取り巻く水域生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。このため、1で得られた知見に基づき、本種および本種の生息に関連する水生生物の特性・状況や、生息環境を十分に考慮しつつ、以下の取組を行う。

(1) 生息環境の維持および改善

本種の生存には、湧水や河川伏流水などが豊富に供給され、夏季においても過度に減水したり水温が著しく上昇したりすることなく、一年を通じて水温が安定し水量が十分な水域を確保することが必要である。そのため、生息地の水温条件を左右する湧水や河川伏流水を十分に確保し生息環境が持続できるよう、河川および水路の維持および改善を図る。

(2) 水量および水質の維持および改善

本種が生息する河川、水路等において、本種の生息に支障を来す水質の汚水・排水やヘドロ等が流入することを防止するため、本種が生息する地域・水系の集水域全体を視野に入れて対策を講ずる。

3 個体の保護および増殖

(1) 違法捕獲等の防止対策および監視の強化

本種は生息する地域・水系が限られ、個体群の規模が小さくなっていることから、条例で規制されている捕獲等が各地域・水系の個体群に及ぼす影響は、相当地に大きいものであると懸念される。

このため、地域住民や保護活動団体等からも協力を仰ぎながら、希少野生動植物種調査監視指導員等による生息地の監視を強化し、捕獲等を防止するための対策を講ずるとともに、インターネットや販売店等の流通経路の監視も強化する。

(2) 外来種等による影響の防止

一部の水域において、国内外来種である近縁種のイトヨが侵入し、本種との交雑が進行しているため、イトヨの他の生息地への侵入を警戒・監視するとともに、侵入したイトヨやそれと本種との交雑個体については、必要に応じて生息地からの除去を行う。

河川の生息地においては、コクチバスやチャネルキャットフィッシュが侵入・定着するおそれがあり、また、ニジマスやコイ（養殖型）についても、生息密度が過剰になることのないよう、警戒・監視が必要である。

(3) 緊急時の避難措置

異常渇水や外来種の侵入等の緊急時には、必要に応じて、個体を適切な公共施設や保全活動団体等で一時飼育する等の避難措置を講ずる。

なお、避難措置に当たっては、原則として、それぞれの避難先では2つ以上の地域個体群が混ざらないよう単一の地域個体群のみを扱うこととし、事前に準備・確認する必要がある。

(4) 本来の生息水系以外の水系に導入された個体群

本種は、県内の地域・水系ごとに独自の遺伝的特性を持つことが知られているが、どの地域・水系においても地域個体群の存続が脅かされる状況にある。そのため、本来の生息地以外に導入され、遺伝的特性を維持していることが確認された個体群については、状況に応じて、導入元の地域個体群の生息域外保全に資するものと位置づけ、地域住民や保全活動団体の理解・協力を得ながら適切な保全を図る。

なお、県内には、滋賀県内の地域・水系に固有なものとは異なる遺伝的特性を持つ地域個体群が確認されており、この地域個体群については、当面の対応として、生息域が拡大しないよう監視を続けるものとする。

(5) 飼育下における繁殖および系統保存

既に県内の各地域個体群が絶滅の危機に瀕していることを考慮し、地域・水系ごとに系統が異なることに留意しながら、適切な公共施設等において飼育下におけるにおいて個体の飼育繁殖を行い、飼育下における一定の個体数の維持を図る。飼育繁殖にあたっては、近親交配による遺伝的な弊害を防止するため必要に応じて適切な野外個体の導入等の対策を講じるとともに、危機管理の一環として生殖細胞の保存等に関しても技術的確認を行う。

(6) 系統保存以外の飼育個体の取り扱い

本指針策定時に、上記の系統保存個体以外に県内で既に飼育されている個体については、その入手元と遺伝的特性を調査し滋賀県内の地域・水系に固有な系統であることが

確認された場合には、飼育施設における生息域外保全として、本種の保護増殖事業と位置づけることとし、適切な飼育を継続するよう飼育者に求めるものとする。なお、飼育個体については、滋賀県内の地域・水系に固有な系統ではないことが確認された場合を含め、自らの判断で野外に放流・遺棄することのないよう、飼育者に対して指導するものとする。

4 飼育下における繁殖個体の野生復帰を含む生息地の再生

個体数の減少が著しく、ごく近い将来絶滅するおそれが極めて高い場合は、生息環境が復元できる可能性がある地域・水域を選定し、当該水域について、2に掲げる本種の生息に必要な環境条件を整えた上で、3の(5)により系統保存されている飼育下における繁殖個体を野生復帰させること、または、3の(4)により遺伝的特性を確保されている生息域外保全下における個体を再導入させることにより、野外個体群を再構築し、生息域の再生を図ることを検討する。

なお、野生復帰に当たっては、生息地に別系統の個体が混入することによる遺伝的かく乱等が野外個体群に不可逆的な影響を与えること等に十分留意する。また、その必要性、影響、事後のモニタリング方法等について、本種の生息等に関する専門的な知見を有する者の知見を得つつ、事前に十分な検討を行う。

5 事業を効果的に推進するための方策

(1) 普及・啓発等の推進

本事業を実効あるものとするためには、保全活動団体、河川整備等を実施する事業者、国および地方公共団体のみならず、関係地域の住民をはじめとする県民の理解および協力が不可欠である。このため、本種の保護の必要性や、本事業にかかる諸活動の実施状況等に関する普及・啓発等を積極的に推進し、本種の保全に対する配慮および協力を幅広く働きかける。

また、県、関係市町、地域住民、公的試験研究機関および保全活動団体等は、必要に応じて外部の専門的な知見を有する者等の協力を得て、本種の保全に理解を深めるための学習会の開催等などの取組を行うことにより、生息地およびその周辺地域における保全への理解・協力態勢が確立されるよう努める。

なお、これらの取組については本種の生態等に関する専門的な知見を有する者、本種の保全団体、その他地元団体等の協力を得て進めるものとする。

(2) 公共事業等における配慮

本種が生息する河川において河川整備等を実施するにあたっては、関係地域の住民の十分な理解を得つつ、1で得られた知見を活用し、整備事業が本種に与える影響を極力軽減した工法および管理手法について、専門的な知見を有する者の助言を得ながら検討

する。また、事業者に対しては、技術的配慮の有効性を検証するために、事業完了後のモニタリングの実施を求めるものとする。

(3) 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業に当たっては、事業に係る県、関係市町、本種の生態等の研究に携わる研究者、保全活動団体、教育関係者、漁業関係者、本種の生息およびその周辺地域の住民等の様々な主体の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

イチモンジタナゴ保護増殖指針（案）

令和 年（ 年） 月 日

滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課

第1 本指針の位置づけ

イチモンジタナゴは、琵琶湖・淀川水系のほか、木曽川、三方湖、由良川、紀ノ川等の水系に自然分布し、西日本の一部にも人為分布が確認されている。本種は、主に、琵琶湖沿岸域や内湖のほか、水田地帯のため池や用水路、河川の緩水域など、流れの速くない水域に生息する。他のタナゴ類と同様、生息域が重なるオオクチバスやブルーギルなどの魚食性外来魚の捕食による脅威や、産卵母貝であるイシガイ科二枚貝の減少やそれを巡る他種との競争、観賞・販売目的による採集などにより、滋賀県を含め、各地で絶滅の危機に瀕している。

このような状況に鑑み、本事業には、本種の県内における分布・生息状況等を把握し、現存する生息地においては、生息に必要な環境条件の維持および改善、生息を圧迫する要因を軽減および除去するなどして地域個体群の存続を図るとともに、琵琶湖水系に固有な地域個体群の遺伝的特性の維持に最大限留意しながら、飼育下における系統保存を行うことが必要である。この目的のため、本指針は、科学的知見および社会的状況に照らして、本種の保全を目的とした保護増殖事業を適切かつ効果的に行うために策定されたものである。なお、かつて本種は琵琶湖沿岸域をはじめ県内に広く分布していたことから、保護増殖事業は生息環境を改善しつつ、必要に応じ飼育下において系統保存した個体を野生復帰させる等により、生息地の再生・拡大を図り、本種が自然状態で安定的に存続できる状況を目指すものとする。

第2 対象となる区域

県内における分布域（かつて生息が確認されていた地域を含む。）および生息域外保全区域、系統保存等のための飼育を行う区域。

第3 保護増殖事業の内容

1 生息状況等の把握および生態等に関する知見の集積

本事業を適切かつ効果的に実施するとともに、憂慮すべき事態が発生した、もしくは発生のおそれが認められた場合に緊急的な対策を検討するため、専門的な知見を有する者と連携を図りながら、以下のとおり本種の生息状況等の動向を把握するとともに、生態等に関する知見を集積する。

(1) 生息状況等の調査等

本種の分布・生息状況、および生息環境（本種が生息する水域の形態、底質、植生、水質、本種に影響を及ぼす生物の生息状況、水域の周辺環境等）に関する調査を行い、現状の把握に努めるとともに、それらの動向について定期的なモニタリングを行う。

なお、不適切な捕獲等を助長しないよう、生息場所を特定する情報については取扱いに十分注意する。

(2) 生態等に関する知見の集積

以下の事項を目的とした調査研究を行う。

- ① 本種の生活史の各段階における、利用環境、採餌、移動経路、繁殖等の特性を含む生態の解明
- ② 本種の繁殖の成功や個体の生存に影響を与える環境条件や、捕食・競合等の種間関係などの解明（特に、産卵母貝となるイシガイ科貝類およびその幼生の寄主となる魚類の生態的特性や生息状況の把握を含む。）
- ③ 各地域個体群間の遺伝的変異および地域個体群内（飼育下の個体群および本来の生息水系以外の水系に導入された個体群を含む。）の遺伝的多様性の把握

2 生息地における生息環境の維持および改善

本種の自然状態における安定的な存続のためには、本種を取り巻く水域生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。このため、1で得られた知見に基づき、本種および本種の生息に関連する水生生物の特性・状況や、生息環境を十分に考慮しつつ、以下の取組を行う。

(1) 生息水域の維持および改善

本種は、琵琶湖沿岸域や内湖のほか、水田地帯のため池や用水路、河川の緩流域など、生息環境が多様であることから、それぞれの水域の特性に応じた生息環境の維持および改善を図る。

ため池や用水路の場合には、灌漑用水の利用により水量が過度に減少することのないよう、適切な管理が求められるとともに、その改修にあたっては魚類と産卵母貝となるイシガイ科二枚貝類が生息し続けられるよう、配慮が必要である。特に、ため池の場合には侵略的外来魚の侵入、用水路の場合には冬季に一定水量を維持した場所の確保が重要である。

(2) 外来種による影響の防止

生息環境が多様な琵琶湖沿岸域や内湖では、オオクチバスやブルーギルなど侵略的外来魚による捕食圧を低減させることが重要である。特に内湖では、侵略的外来魚の生息密度を低く維持するためには、周辺水域との連続性についても維持および改善を図る。

3 個体の保護および増殖

(1) 違法捕獲等の防止対策および監視の強化

本種は生息する地域が限られ、個体群の規模が小さくなっていることから、条例で規制されている捕獲等が各地域の個体群に及ぼす影響は、相当に大きいものと懸念される。

このため、地域住民や保護活動団体等からも協力を仰ぎながら、希少野生動植物種調

査監視指導員等による生息地の監視を強化し、捕獲等を防止するための対策を講ずるとともに、インターネットや販売店等の流通経路の監視も強化する。

(2) 外来種による影響の防止

特定外来生物のオオクチバスやブルーギル等の侵略的外来種については、生息密度の低減や本種の生息水域においては侵入・定着を防止するための対策を講ずる。

産卵母貝をめぐる競合のおそれがあるタイリクバラタナゴについても、本種の生息水域においては侵入・定着を警戒・監視する。

産卵母貝の保護のため、コイ（養殖型）の放流や侵入を防ぐとともに、ヌートリアやアメリカザリガニについても、その影響を軽減するための対策に関する調査等を推進する。

(3) 緊急時の避難措置

異常湧水や外来魚の侵入等の緊急時には、必要に応じて、個体を適切な公共施設や保全活動団体等で一時飼育する等の避難措置を講ずる。

なお、避難措置に当たっては、原則として、それぞれの避難先では2つ以上の地域個体群が混ざらないよう単一の地域個体群のみを扱うこととし、事前に準備・確認する必要がある。

(4) 本来の生息水系以外の水系に導入された個体群

本種は、琵琶湖水系に広く分布し、固有の遺伝的特性を持つことが明らかとなっているが、現在は極めて局所的な生息地しか残されておらず、しかも各生息地の地域個体群は存続が危ぶまれている。そのため、本来の生息地であることが確認されていない水域に導入された琵琶湖固有の系統については、遺伝的特性が維持されていることを確認したうえで、生息域外保全として位置づけ、適切な保全を図る。

なお、県内には、琵琶湖水系に固有なものとは異なる遺伝的特性を持つ地域個体群が確認されており、この地域個体群については、当面の対応として、近傍における琵琶湖水系在来の地域個体群の存在を確認しながら、生息域が拡大しないよう対策を講じるものとする。

(5) 飼育下における繁殖および系統保存

既に県内の各地域個体群が絶滅の危機に瀕していることを考慮し、琵琶湖水系に固有な系統を適切な公共的施設等において飼育下において個体の飼育繁殖を行い、飼育下における一定の個体数の維持を図る。飼育繁殖にあたっては、近親交配による遺伝的な弊害を防止するため必要に応じて適切な野外個体の導入等の対策を講じるとともに、危機管理の一環として生殖細胞の保存等に関しても技術的確認を行う。

(6) 系統保存以外の飼育個体の取り扱い

本指針策定時に、上記の系統保存個体以外に県内で既に飼育されている個体については、その入手元と遺伝的特性を調査し琵琶湖水系に固有な系統であることが確認された場合には、飼育施設における生息域外保全として、本種の保護増殖事業と位置づけることとし、適切な飼育を継続するよう飼育者に求めるものとする。なお、飼育個体については、琵琶湖水系に固有な系統ではないことが確認された場合を含め、自らの判断で野外に放流・遺棄することのないよう、飼育者に対して指導するものとする。

4 飼育下における繁殖個体の野生復帰を含む生息地の再生

個体数の減少が著しく、ごく近い将来絶滅するおそれが極めて高い場合は、生息環境が復元できる可能性がある水域を選定し、当該水域について、2に掲げる本種の生息に必要な環境条件を整えた上で、3の(5)により系統保存されている飼育下における繁殖個体を野生復帰させること、または、3の(4)により遺伝的特性を確保されている生息域外保全下における個体を再導入させることにより、野外個体群を再構築し、生息地の再生を図ることを検討する。

なお、野生復帰に当たっては、生息地に別系統の個体が混入することによる遺伝的かく乱等が野外個体群に不可逆的な影響を与えること等に十分留意する。また、その必要性、影響、事後のモニタリング方法等について、本種の生息等に関する専門的な知見を有する者の知見を得つつ、事前に十分な検討を行う。

5 事業を効果的に推進するための方策

(1) 普及・啓発等の推進

本事業を実効あるものとするためには、保全活動団体、河川整備等を実施する事業者、国および地方公共団体のみならず、関係地域の住民をはじめとする県民の理解および協力が不可欠である。このため、本種の保護の必要性や、本事業にかかる諸活動の実施状況等に関する普及啓発等を積極的に推進し、本種の保全に対する配慮および協力を幅広く働きかける。

また、県、関係市町、地域住民、公的試験研究機関および保全活動団体等は、必要に応じて外部の専門的な知見を有する者等の協力を得て、本種の保全に理解を深めるための学習会の開催等などの取組を行うことにより、生息地およびその周辺地域における保全への理解・協力態勢が確立されるよう努める。

なお、これらの取組については本種の生態等に関する専門的な知見を有する者、本種の保全団体、その他地元団体等の協力を得て進めるものとする。

(2) 公共事業等における配慮

本種が生息する農業用ため池や水路の整備等を実施するにあたっては、関係地域の住民の十分な理解を得つつ、1で得られた知見を活用し、整備事業が本種に与える影響を極力軽減した工法および管理手法について、専門的な知見を有する者の助言を得ながら検討する。また、事業者に対しては、技術的配慮の有効性を検証するために、事業完了後のモニタリングの実施を求めるものとする。

(3) 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業に当たっては、事業に係る県、関係市町、本種の生態等の研究に携わる研究者、保全活動団体、教育関係者、漁業関係者、本種の生息およびその周辺地域の住民等の様々な主体の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

(案)

滋 審 環 第 号
令和元年 (2019 年) 月 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県環境審議会
会長 仁連 孝昭

保護増殖指針の策定について (答申)

令和元年 (2019 年) 8 月 28 日付け滋生多第 256 号で諮問のあった指定希少野生動植物種 (ハリヨ・イチモンジタナゴ) の保護増殖指針の策定について、別添のとおりとすることを妥当と認める。